

事務連絡
令和3年11月12日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について（再周知）

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入に伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、被保険者等記号・番号が個人単位化され、被保険者証の被保険者等記号・番号には、個人ごとの枝番を記載することとしています（以下、枝番の記載を含めて「被保険者等記号・番号」という。）。

一方で、健康保険及び船員保険の高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証（以下「高齢受給者証等」という。）については、各種券面において、「適用対象者等の被保険者等記号・番号」ではなく、「被保険者の被保険者等記号・番号」を記載することとしています。

このため、被扶養者が保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提示した「被保険者証」及び「高齢受給者証等」に記載された被保険者等記号・番号が異なることから、「保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について」（令和3年3月31日付け厚生労働省保険局保険課・医療介護連携政策課・医療課事務連絡。以下「3月31日事務連絡」という。別添参照。）を発出し、保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点をお示ししたところです。

今般、診療報酬及び調剤報酬の請求において、高齢受給者証等の被保険者等記号・番号を用いたことによる診療報酬明細書等の返戻が生じていることから、3月31日事務連絡で示した留意点について、改めて周知させていただきます。

地方厚生（支）局におかれましては、管内医療機関等に改めて周知いただきますようお願いいたします。